

17. 01

分割出願とは認められない場合の通知について

商標法第10条第1項又は同法第68条第1項の規定による分割出願がなされた場合には、分割出願とそのもとの出願とを照合し、商標の同一及び分割し得る指定商品又は指定役務並びに商標法施行規則第22条第2項（特許法施行規則第30条準用）の規定するもとの出願についての必要な補正が分割出願と同時になされているか否かを確認し、これらに不一致又は不備のあるときは、出願日の遡及が認められない旨及びその理由を通知するものとする。

なお、この通知は、必ずしも単独で行う必要はなく、拒絶理由通知等他の通知（登録査定を含む。）をするとき、これに書き添えて行ってもよいものとする。

【備考】 本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第10条（出願の分割）」の審査基準](#)